

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 ASB 財団（以下「この法人」という。）の定款第 15 条及び第 32 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人は、役員、評議員の職務執行の対価としての報酬等は支給しないものとする。

(費用)

第4条 この法人は、役員、評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補足)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。